

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 [REDACTED] 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（20）

—債務者主張書面4・第1章に対する反論について—

2024（令和6）年2月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 水 野 彰 子

ほか

以下、本書面では、債務者主張書面4の「第1章 差止請求の要件等に関する主張について」に焦点を当てて反論するものである。

第1 「第1」に対する反論

債務者主張書面4第1章第1において指摘されている差止請求の要件等についての債務者の主張（答弁書、主張書面1～3）に対する債権者らの反論は、主として債権者ら準備書面（2）（8）（12）において、既にすべて完了している。

第2 「第2」に対する反論

1 債務者の主張

- (1) 債権者ら準備書面（2）で述べたように、「安全である」とは、許容せざるを得ない限度まで危険が低減されているということである。したがって、許容せざるを得ない限度まで危険が低減されていないのであれば、それは「安全ではない」ということになる。
- (2) ところが債務者は、今般、「危険が『許容せざるを得ない限度まで低減されているとはいえない』という事由が仮にあったとしても、それのみによつては、…人格権に基づく差止請求権の発生を正当とするに足り〔ない〕」等と主張した（債務者主張書面4：8頁）。これは、債務者が【要旨】「本件原子炉運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害等の発生する可能性が具体的に高いといえないのであれば、たとえ本件原発が安全ではないとしても、差止請求は認められるべきではない」、言い換えれば「安全ではない原発を稼働することによる債務者の利益が優先されるべきだ」と主張しているようにしか読み取ることができない。

2 債務者の主張は採用されるべきではないこと

- (1) 東北地方太平洋沖地震や能登半島地震に見るように、①現在の科学技術水準の下では、「本件原子炉運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害等が発生する可能性」を十分な精度をもって予測することができない。しかも、②いかなる事象が生じたとしても本件原発から放射性物質が周辺環境に絶対に放出されることのない安全を確保することもまた、現在の科学技術水準の下ではおよそ不可能である。それどころか、③発電用原子炉の場合には核分裂反応による高密度かつ膨大なエネルギーを制御しながら発電していることから、原子炉運転中の事故の場合における安全確保には（異常事態が発生している中で「止める」「冷やす」「閉じ込める」ことをすべて成功させ且つすべて継続しなければならないという意味

での) 困難性・不確実性が伴うことになる。

そして、④万が一上記のような大規模自然災害等が発生してしまって本件原発から放射性物質が周辺環境に放出されてしまった場合には、周辺住民等を含む広範囲の人々の生命・身体に甚大且つ不可逆的な被害をもたらすことになる。

(2) 以上の①～④の客観事実を前提としたとき、「本件原子炉運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害等の発生する可能性が具体的に高い」ことを差止請求の要件とすることは、“生命・身体が我が国の法体系上最も重要な法益と位置付けられていること”や“本件原子炉運転行為が差し止められることによって債務者がこうむる不利益は専ら経済的利益にとどまること”に照らせば、**生命・身体という最重要法益の保護として余りに狭きに失する**（以上につき甲1・水戸地裁判決256頁も同旨）。

(3) ましてや、現行の原子力基本法2条1項は「安全の確保を旨として」と定めているところ、同条2項と併せ読めば明らかなように、上記定めは、「原発を含む原子力利用に関しては国民の生命・身体を守るための安全確保が最優先であること」、言い換えれば「命と健康のための安全確保が経済的利益や公共的利益よりも優先されること」を明示するものである。したがって、**安全でない原発を稼働することによる債務者の経済的利益を優先することについては、原子力基本法2条に反するものであって、法的に正当化できない**。

(4) このように、現在の科学技術水準の下では「本件原子炉運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害等が発生する可能性」を十分な精度をもって予測することができない上に「いかなる事象が生じたとしても本件原発から放射性物質が周辺環境に絶対に放出されることのない安全」を確保することもできない以上、広範囲の人々の生命・身体に対して甚大且つ不可逆的な被害をもたらしかねない本件原発を運転して債務者が経済

的利益を追求することは、最低限、生命・身体保護のために現行の原子力関連法令等で要求されている安全（即ち、1層から5層までの深層防護の徹底）が確保されていない限り、法的に正当化されないものである。以上のとおりであるから、【要旨】「本件原子炉運転期間中にその安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いといえないのであれば、たとえ本件原発が安全ではないとしても、差止請求は認められるべきではない」「安全ではない原発を稼働することによる債務者の利益が優先されるべきだ」と言わんばかりの**債務者の主張は、およそ採用されるべきではないものである**。「危険が『許容せざるを得ない限度まで低減されているとはいえない』という事由」が存するのであれば、要するに現行の原子力関連法令等が要求する安全が確保されていない（1層から5層までの深層防護が徹底されていない）のであれば、それのみをもって本件差止請求権の発生を正当とするに足りる（人格権を違法に侵害するおそれの存在が認められる）と解するべきなのである。

- (5) なお、債務者は、自らの主張を正当化するために“「人格権に基づく差止請求権」の性質”を持ち出す。

しかし、「人格権に基づく差止請求権」の制度趣旨は「違法な法益侵害を排除して法益を保護すること」にあるが、法益は多種多様である。そのため、一口に「人格権に基づく差止請求権」と言ってもその発生要件（人格権侵害の違法性の判断基準）は、すべての法益に共通のものではなく、“被侵害法益の要保護性”や“侵害行為の態様”によって当然に異なってくるものである。

以上の理は、“差止請求において要求される「被害発生の蓋然性の程度」”についても同様である。差止請求の一般的な要件解釈上、被侵害利益の要保護性が高い場合（生命 vs 経済的利益の場合）には、それが低い場合（名誉 vs 表現の自由の場合）に比して、“差止請求において要求される

「被害発生の蓋然性の程度」も相対的に低くなるはずである。被侵害利益の要保護性が高い場合かつ侵害行為の態様も強い場合（本件のように、広範囲の人々の生命・身体が甚大且つ不可逆的な被害に晒される可能性 vs 経済的利益の場合）であれば、尚更、“差止請求において要求される「被害発生の蓋然性の程度」も低くなるはずである。

債務者の主張は、こうした被侵害法益の要保護性や侵害行為の態様を踏まえて行われる差止請求の要件解釈論を無視して、抽象論（差止請求の一面的な性質論）のみを根拠として批判を展開しているのであって、およそ具体的な反論になっていない。その意味でも債務者の主張は、採用されるべきではない。

以 上